

mijica 会員規定

第1条（目的）

本規定は、株式会社ゆうちょ銀行(以下「当行」といいます。)が発行する mijica の申込み及び利用について規定するものです。

mijica の会員は、本規定の内容及び適用に同意のうえ、mijica 発行の申込み及び mijica の利用を行うものとします。

なお、本サービスに付随又は関連して当行又は加盟店が提供するサービスについては、本規定と併せて当行又は加盟店が別に定める規定が適用されるものとします。

第2条（定義）

本規定における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

① 「mijica」

本規定に基づき当行が発行した円単位の金額についての電子情報であって、当行サーバー内に記録される金銭的価値を証するものをいいます。

② 「本サービス」

会員が加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」といいます。)の対価の全部又は一部を支払うために、当行所定の方法によりチャージされた mijica を利用することができるサービスをいいます。

③ 「会員」

申込日現在において、12 歳以上（小学生を除きます。）の通常貯金を保有する個人（当行のキャッシュカードの交付を受けている者に限ります。）で、当行所定の申込書等において本規定を承認のうえ、カード発行を申し込み、当行が発行を認めた方をいいます。

④ 「カード」

当行が会員へ貸与し、会員が管理及び mijica を利用するためのもので、mijica にかかる機能が付与されたものをいいます。

⑤ 「加盟店」

カードが利用可能な当行所定の店舗等で、会員の本サービス利用により、会員に商品等の販売又は提供を行うものをいいます。

⑥ 「チャージ」

会員が、第5条に定める方法により金額を入金することによって、mijica の金額を加算すること及びその手続をいいます。

⑦ 「残高」

会員が利用可能な mijica の金額をいいます。

⑧ 「専用ウェブサイト」

パソコン又は携帯電話からアクセス可能な会員のカードに関する内容を掲示した当行が運営するウェブサイト（当該ウェブサイトからリンクされる当行の委託先の運営するウェブサイトを含みます。）をいいます。

第3条（カード発行の申込み）

1 会員になろうとする者は、当行所定の方法によりカードの発行の申込みをすることができます。

- 2 前項の申込みにあたっては、当行所定のチャージをご利用いただくために、即時振替サービス及び自動払込みの利用の申込みが必要になります。会員になろうとする者は、前項の申込みとともに即時振替規定第2条（利用の申込み）の利用の申込みを行うものとし、当行は、当該申込みが成立したことをもって自動払込み規定第6条（インターネットによる利用の申込み）第1項の利用の申込みも成立したものとみなします。
- 3 会員になろうとする者が未成年の場合には、親権者の同意を得たうえで申込みをするものとし、親権者がカード発行の申込みについて同意する場合には、その後の当該カードの利用につき同意したものとみなします。

第4条（カード利用前の手続）

- 1 会員は、カードが発行され、受領した段階で、カード裏面の所定欄に会員の署名を行うものとします。
- 2 会員は、カード発行の申込後速やかに、専用ウェブサイトにて利用登録手続を行うものとします。利用登録手続が行われない場合、残高の確認、本サービス利用の履歴の確認等、mijicaの機能・本サービスがご利用できない場合があります。

第5条（チャージ）

- 1 会員は、当行所定の方法により1,000円単位で繰り返しチャージすることができるものとします。ただし、ポイントによるチャージの場合を除きます。
- 2 会員は、当行が認めた場合を除き、1枚のカードに対して、残高が10万円超となるチャージはできないものとします。

第6条（本サービスの利用）

- 1 会員は、加盟店で本サービスを利用して商品等の購入又は提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他加盟店が定める一部商品について、当行又は加盟店により利用を制限する場合があります。
- 2 会員が、加盟店で本サービスを利用して商品等の購入又は提供を受ける場合、残高から商品等の購入又は提供合計額を差し引きます。
- 3 会員は、加盟店において、商品等の購入又は提供を受ける場合において残高が商品等の対価の総額に不足するときは、その不足額を当行又は加盟店の認める方法により、支払うものとします。
- 4 会員が、加盟店において商品等の購入又は提供を受ける場合に利用できるカードの枚数は、原則として1枚とします。
- 5 会員は、本サービスを利用した場合には、届け出たメールアドレスあてのメールに表示されるご利用明細及び残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その時点で加盟店に申し出るものとします。その時点で申し出がなされない場合には、会員は、当該ご利用明細及び残高について誤りがないことを了承したものとします。
- 6 会員は、日本国外においてmijicaを利用する場合、mijica利用時の商品等の購入又は提供代金が外国通貨建ての場合、当行及び当行所定の国際提携組織の定める方法により、日本円に換算した金額で決済されます。
なお、当行は、当行が指定する国又は特定の地域におけるカード利用について、利用を制限することができます。
- 7 会員は、当行所定の方法により自身の残高を他の会員のmijicaに送金することができるもの

とします。

- 8 前項の送金は、次の場合には行うことができません。
 - ① 送金を行おうとする会員が20歳未満である場合
 - ② 送金を行おうとする会員の残高が送金金額及び当行所定の手数料の合計金額に満たない場合
 - ③ 送金を受け入れる会員の残高が10万円を超えることとなる場合
 - ④ 前各号のほか、当行所定の場合
- 9 第7項の場合において、他の会員のmijicaへの入金が記録されたときは、送金の取消しはできません。この場合には、送金を受け入れた会員との間で協議のうえ解決してください。

第7条（超過利用時の措置）

- 1 mijica 決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、残高を超えてmijica 決済が成立する場合があります。この場合、会員は、当行が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当行が、会員に対して超過利用分の支払相当額を請求することをあらかじめ承諾するものとし、会員は、当該請求時には当行が指定する期日までに、当行が指定する方法（チャージ後の残高から控除する方法を含みます。）により当該超過利用分の支払相当額を当行に対して支払うものとします。
- 2 前項により、会員が、当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する当該会員の貯金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は当該会員に対し、書面により通知します。
- 3 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、貯金その他債権の利率については当行の定めるところによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第8条（手数料）

- 1 会員は、当行が請求する場合、mijica 利用時に当行に対して次の手数料を支払うものとします。当行は、会員に対して当行所定の方法により手数料を通知します。
 - ① チャージ手数料
 - ② 払戻手数料
 - ③ mijica 再発行手数料
 - ④ mijica の解約時の払戻手数料
 - ⑤ 前各号のほか、当行が定めた手数料
- 2 会員が前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、現金で支払う方法、若しくは即時に又は手数料相当額のチャージがあった時点で、残高から控除される方法のうち、いずれか当行が定める方法で支払うものとします。
- 3 mijica 利用又は本規定に基づく手数料に関して、公租公課（消費税等を含みます。以下同じ。）が課される場合には、当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分についても会員の負担とします。

第9条（上限額等）

当行は、mijica に、当行が定めた次の各号の上限額及び上限回数を設定することができるものとします。なお、当行は、専用ウェブサイトでの告知その他当行所定の方法により会員に通知するこ

とにより、上限額及び上限回数を変更することができます。

- ① 1回のmijicaにチャージ可能な上限額
- ② 1回のmijica 決済時の上限額
- ③ 月間利用総額の上限額
- ④ 月間の送金上限回数
- ⑤ 海外非対面利用店におけるmijica 決済可能上限額
- ⑥ 前各号のほか、当行が設定する上限額及び上限回数

第10条（暗証番号）

- 1 会員は、登録した暗証番号について、暗証番号を記入したメモ等をカードと一緒に保管する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態で保持してはならないものとします。
- 2 会員は、暗証番号を生年月日、電話番号その他の会員本人に関係した番号であって推測が容易な番号に設定してはならないものとします。
- 3 暗証番号に関する届出又は問合せについては、当該カードの会員本人からのみ行うものとします。
- 4 会員が暗証番号を第三者に知らせ又は知られたことから生じた損害は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、会員の負担とします。
- 5 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当行は、一時的にmijica 利用を制限する場合があります。この場合、会員は、mijica 利用を回復するために、当行所定の連絡先に申出のうえ当行所定の手続を行う必要があります。

第11条（残高の確認）

残高は、専用ウェブサイトその他当行所定の方法により、確認することができるものとします。

第12条（不正使用等の禁止等）

会員は、mijica 若しくはカードの申込み又は利用にあたり、次の行為をしないものとします。

- ① 当行に虚偽の情報を申告しカードを申し込むこと
- ② mijica 又はカードの偽造、変造、複製若しくは改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「偽造等」といいます。）を行うこと
- ③ mijica 又はカードが偽造等されたものであることを知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらず、mijica 又はカードを利用すること
- ④ mijica 又はカードに記載若しくは記録されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードすること（第三者への開示については、当行所定の場合を除きます。）
- ⑤ 他の会員になりすますこと
- ⑥ 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反し、又はそのおそれのある行為をすること

第13条（利用停止措置）

- 1 当行は、次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、mijica 又はカードの利用停止措置を講じることができるものとします。当行が利用停止措置を講じた場合、会員は、同措置が解除されるまで、一切のmijica 利用ができません。

- ① 会員が本規定に違反した場合又は違反するおそれがある場合

- ② 会員が過去に mijica 若しくはカードの利用停止措置を受けている場合、mijica 若しくはカード利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合、又は不正行為を行っているおそれがある場合
 - ③ 会員の利用状況等に照らして、通常の mijica 利用として不適當（第7条に規定される残高を超えた決済の額が通常の mijica 利用として不適當である場合を含みます。）であると当行が判断した場合
 - ④ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合
 - ⑤ その他前各号に準じる場合
- 2 当行は、会員が前項各号への該当が疑われる場合、当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
 - 3 当行は、会員が第1項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員からカードを回収することができるものとします。

第14条（残高の払戻し）

- 1 会員は、当行所定の方法により残高の全部又は一部の払戻しを受けることができます。
- 2 前項にかかわらず、残高が第7条第1項及び第8条第1項に定める額の合計額未満の場合は、残高の払戻しはしないものとします。

第15条（会員資格の喪失）

- 1 会員は、カードに紐づく通常貯金の解約又は会員本人の死亡により会員資格を喪失し、当行は、当該事実を当行が認識した時点で本サービス解約の手続を行います。
- 2 第13条の措置が取られた後、その事由を解消されず同措置が2か月以上継続する場合、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、本サービス解約の手続を行います。
- 3 会員において、差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始、当行との取引において期限の利益を喪失した場合等、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合は、当行は、会員資格を喪失させることができるものとします。当行は、会員資格を喪失させた場合は、本サービス解約の手続を行います。
- 4 前3項の場合において、会員は、当行所定の方法により残高の払戻しを受けることができます。
- 5 前項にかかわらず、残高が第7条第1項及び第8条第1項に定める額の合計額未満の場合は、残高の払戻しはしないものとします。この場合、会員は当行の請求に応じて不足する手数料分その他の当行に対して負担する債務を当行所定の方法により支払うものとします。

第16条（解約）

- 1 会員は、カードの有効期間満了前であっても、本サービスを利用しなくなった場合において、当行所定の方法により当行に申し出て、当行がそれを受け付けたときは、本サービスを解約することができるものとします。
- 2 会員は、前項により解約した場合、当該カードにつき一切の本サービス利用ができません。
- 3 第1項の場合において、会員は、当行所定の方法により残高の払戻しを受けることができます。この場合の取扱いについては、前条第5項を準用します。

第17条（会員資格の有効期間及び残高移行）

- 1 会員は、交付されたカード券面に印字された期日の経過により、自動的に会員資格を喪失し、一切の本サービスを利用できないものとします。その場合において、当行は、自動的に本サービス解約の手続を行うものとします。
- 2 会員は、カードの有効期間満了に際して、当行所定の期間において、当行所定の手続を行い、当行が新たに有効期間を設定した新カードを発行した場合であって、当行が認めたときに限り、有効期間満了の旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、旧カードの利用はできなくなります。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当行に対し確約するものとします。
- 2 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 会員が、前二項に違反した場合には、当行は、何らの通知なしに直ちに、本規定の全部又は一部を解除することができるものとします。また、前二項に違反したことにより当行に損失、損害又は費用が生じた場合、会員は、これをすべて賠償する責任を負うものとします。
- 4 前項により本規定が解除された場合には、会員は、解除により生じる損害について、当行に対し一切の請求を行わないものとします。

第19条（質入等担保権設定の禁止）

- 1 会員は、当行が認める場合を除き、第三者に対して、カードを再貸与して利用させること、又は mi j i c a 若しくはカードを譲渡し若しくは質入れその他の担保権を設定することはできません。
- 2 当行は、第三者が mi j i c a 利用をしたことにより生じた結果について、一切の責任を負わないものとし、会員がその利用代金についてすべて支払の責めを負うものとします。

第20条（カードの破損・汚損・磁気不良等発生時の再発行等）

破損・汚損・磁気不良等により、カードが再発行された場合、会員からの申し出により、当行所定の方法で照会された残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。

第21条（カード紛失・盗難等の再発行等）

- 1 会員は、カードの紛失・盗難・偽造及び番号盗用の事実を速やかに当行及び所轄の警察署へ届け出るものとします（警察署への届出は可能なものに限ります。）。
- 2 会員が、カードの紛失・盗難を申し出てから当行による利用停止措置が完了するまでに一定期

間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、残高を第三者により利用された場合その他の損害が生じた場合でも、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

- 3 会員が、紛失・盗難届出時に残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。
- 4 紛失・盗難によりカードが再発行された場合、当行によるカードの利用停止措置が完了した時点の残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- 5 紛失・盗難によるカード再発行時、当行所定の再発行手数料を当行に支払うものとします。
- 6 会員の責めによらず、カードの偽造及び番号盗用による不正利用が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、会員が当行に申し出て、当行所定の手続きを行い、当行が適当と認めるときは、当行は会員に対して、無償でカードを再発行いたします。この場合、旧カードの残高（偽造及び番号盗用による不正利用と当行が判断した金額を含みます。）を再発行されたカードに引継ぎ、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードの利用はできなくなります。

第 22 条（加盟店との紛議）

- 1 会員が、本サービスを利用して購入又は提供を受けた商品等につき、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と加盟店との間で解決するものとし、当該問題について、当行は一切の責任を負わないものとします。
- 2 前項の場合において、会員は、当行及び当該加盟店に対し、mijica の利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 23 条（本サービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本サービスを利用すること、及び残高の照会をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 本サービスを提供するシステム機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により mijica 利用を一時的に中断することが必要な場合
- ② カードの破損、又は加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合
- ③ その他やむを得ない事由のある場合

第 24 条（個人情報の収集・利用）

会員（本条においては、本サービスの申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に届け出た事項及び本サービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当行が定める「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」に記載した利用目的及び付帯サービス・特典の提供のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第 25 条（本サービスの終了）

- 1 当行は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当行所定の方法で通知することにより、本サービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃

③ その他当行のやむを得ない都合による場合

- 2 前項の場合、会員は当行の定める方法により、残高に相当する現金の払戻しを当行に求めることができるものとします。この場合、原則として、通常貯金に残高を預入することで返金するものとします。
- 3 前項の取扱いについては、第 15 条第 5 項を準用します。

第 26 条（制限責任）

- 1 カードの紛失、盗難その他の事由（偽造及び番号盗用を除きます。）によりカードに記録された未使用の mi j i c a を紛失し、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当行の故意又は過失による場合を除き、当行は、その責任を負いません。
- 2 第 23 条に定める場合において、会員が本サービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当行はその責任を負わないものとします。また、その他の場合において、当行の過失により、当行が賠償の責任を負う場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に重過失がある場合は、その限りでないものとします。

第 27 条（規定の変更）

本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更することができることとし、この規定の変更内容については、当行が変更内容を当行所定の方法により通知若しくは公表した後に会員がカードを利用したとき又は通知若しくは公表の際に定める相当の期間を経過したときは、変更事項又は新会員規定に同意したものとみなします。

第 28 条（通知等）

- 1 会員は、当行に届け出た事項に変更があった場合、直ちに当行に対し変更の旨を申し出ることとし、当行所定の手続を行うものとします。
この申出前に会員に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- 2 当行が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当行は会員から届けられた住所又は電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

第 29 条（業務委託）

当行は、本規定に基づく本サービスの運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 30 条（合意管轄裁判所）

本規定に起因し又は関連する一切の紛争については、訴訟額の多少にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

【ご相談窓口】

1. mi j i c a に関するご質問又はご相談は、専用ウェブサイトをご参照いただくか、下記 mi j i c a デスクまでご連絡ください。
2. 個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや、利用・提供の中止の申出、その他ご意

見の申出等に関しましては、下記 mijica デスクまでご連絡ください。

mijica デスク

電話番号：0120-504-186 又は 03-5996-1282

営業時間：9:00～17:00（元日を除く）

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

会員となろうとする者（以下「申込者」といいます。）は、本同意条項及び mijica 会員規定に同意の上、申込みをします。

第1条（総則）

- 1 本同意条項は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）による mijica カード（以下「カード」といいます。）の会員に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。なお、本同意条項の第2条及び第6条は、申込者に対しても適用されるものとします。
- 2 カードの申込者は、本同意条項に同意の上、カード発行の申込みを行い、会員となった後にカードを利用します。
- 3 本同意条項は、mijica 会員規定の一部を構成するものとし、本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限り mijica 会員規定の定めによるものとします。
- 4 本同意条項の他、株式会社クレディセゾン（以下「CS 社」といいます。）の提供する共通ポイントプログラム運営に関する個人情報の取扱いについては、別途 CS 社の規定する「個人情報の取扱いについて」によるものとします。

第2条（個人情報の収集、保有、利用等）

- 1 会員は、当行が今回の申込みを含むカードによる本サービスの提供及び会員管理を目的として、以下の会員の情報（以下総称して「個人情報」といいます。）を、当行所定の保護措置を講じた上でこれを収集、保有及び利用することに同意します。なお、当行は、⑥に定める情報について、クレジットカードによるチャージ手続履行の目的以外では使用いたしません。
 - ① カードの利用登録時にご登録いただいた会員の氏名、生年月日、性別、年齢、婚姻の有無、郵便番号、現住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、親権者の姓名、その他の会員が入力又は当行に届け出た情報（別途お申出により、ご登録いただいた情報を変更された場合は、当該変更後の情報を含みます。）
 - ② 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項
 - ③ カードの申込日、カードが有効化された日、カードのチャージ額及び残高
 - ④ カード利用日、利用店、利用額及び商品名
 - ⑤ 当行設置のコールセンター等へのお問い合わせ、ご意見ご要望等の受付に際してご提供いただいた情報（通話情報を含みます。）
 - ⑥ ご登録いただいたクレジットカード情報（カードの会員番号及び有効期限の情報を含みますがこれに限られません。）

⑦ その他カードに関して当行が知り得た会員の情報

- 2 会員は、当行がカードによる本サービスの提供及び会員管理その他の業務の一部又は全部を当行の委託先企業に委託する場合、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って個人情報を利用することに同意します。

第3条（営業活動等の目的での個人情報の利用）

- 1 会員は、当行が次の目的で、個人情報を利用することに同意します。
- ① 当行のプリペイドカード事業（それらに付随して提供するサービスを含みます。）及びその他当行の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・Eメール配信等による営業案内、関連するアフターサービスの提供 ※ 当行の具体的な事業内容は、当行ホームページ（<http://www.jp-bank.japanpost.jp/>）に常時掲載しております。
 - ② 第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話やEメール配信等による営業案内
 - ③ 商品の販売状況、カードの利用状況の調査及び分析を通じた商品開発、マーケティング分析（個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。）、並びにその他当行の事業における市場調査
- 2 会員は、前項の利用について、中止の申出ができます。ただし、各取引の規定等に基づき当行が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第4条（ポイントプログラム運営等の利用目的のための個人情報の第三者提供）

当行は、会員管理・共通ポイントプログラムの運営等の利用目的のために、委託先であるCS社その他の当行の指定する者に対し、会員に関する個人情報を提供することがあります。

第5条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）

- 1 会員は、当行所定の窓口申し出ることにより、自己に関する個人情報の開示、訂正、追加又は削除を求めることができます。開示請求手続きの詳細（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）は、当行ホームページ掲載の窓口をご確認ください。
- 2 万一当行の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに訂正、追加又は削除に応じるものとします。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

会員が取引に必要な事項（会員が当行に届け出るべき事項）の送信若しくは届出をされない場合又は本同意条項の全部若しくは一部を同意できない場合、当行は、会員からの取引の申込みを承諾しないことがあります。ただし、第3条第1項に同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。

第7条（条項の変更又は廃止）

当行は、本同意条項について、会員から届け出られた連絡先への通知（書面又は電磁的方法によるものとします。）、当行ホームページ上の公表又は当行所定の方法による公表を行うことにより、本同意条項の一部若しくは全部を変更又は廃止することができるものとし、当該通知又は公表後に会員がカードをご利用されたとき又は通知若しくは公表の際に定める相当の期間を経過したときは、

内容に同意したものとみなします。

第8条（合意管轄裁判所）

会員と当行の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【ご相談窓口】

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや、利用・提供の中止の申出、その他ご意見の申出等に関しましては、下記mijica デスクまでご連絡ください。

mijica デスク

電話番号：0120-504-186 又は 03-5996-1282

営業時間：9:00～17:00（元日を除く）

mijica サイト利用規定

mijica サイト利用規定（以下「本規定」といいます。）は、mijica を利用する会員のため、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する専用ウェブサイトの利用に関する条件を、会員と当行との間で定めるものです。

本規定については、会員が利用登録した時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。

第1条（総則・適用範囲）

- 1 本規定は、当行が提供する専用ウェブサイトの利用に関する基本的な事項を規定します。
- 2 本規定は、専用ウェブサイトの利用に関し、当行及び会員に対して適用されます。
- 3 会員は、専用ウェブサイトを利用登録することにより、本規定の内容について同意したものとみなされます。
- 4 当行が、専用ウェブサイトに本サービスに関する個別規定や追加規定（以下「個別規定等」といいます。）を掲載する場合、それらは本規定の一部を構成するものとし、個別規定等が本規定と抵触する場合には、個別規定等が優先されるものとします。
- 5 本規定に定めのない事項については、mijica 会員規定（以下「会員規定」といいます。）及び当行サイト利用条件を準用します。
- 6 本サービスの提供に際してリンクされた他のウェブサイト、アプリケーションその他のサービス（以下、本サービスの提供に際してリンクされた他のウェブサイト、アプリケーションその他のサービスを総称して「外部サービス等」といいます。）については、外部サービス等に定められる利用規定等に従ってご利用ください。

第2条（定義）

本規定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規定で特に

定義されていない用語は、会員規定の用語の定義と同義とします。

①「専用ウェブサイト」

会員のために、当行が管理・運営するインターネットウェブサイト「mijica サイト」をいいます。

②「本サービス」

専用ウェブサイトにより会員が利用することができるすべてのサービスをいいます。

③「会員」

mijica の会員のうち、本規定に同意の上、利用手続を行い、本サービスを利用する個人をいいます。

④「会員情報」

会員が本サービスの利用に際して登録、提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について会員自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいいます。

⑤「コンテンツ」

会員が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。

⑥「ID」

パスワードと組み合わせて、当行が会員とその他の者とを識別するために用いられる文字列、符号をいいます。

⑦「パスワード」

IDと組み合わせて、当行が会員とその他の者とを識別するために用いられる文字列、符号をいいます。

第3条（会員情報の登録等）

- 1 会員は、本サービスの利用にあたり必要な情報及び当行が必要と判断して提供を求めた情報を登録するものとします。
- 2 会員は、前項の登録にあたっては、真実かつ正確な情報を提供及び入力するものとし、当行は、会員自身が登録した会員情報を前提として、本サービスを提供します。会員情報の内容に虚偽、誤り又は入力漏れがあったことにより会員に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- 3 会員は、会員情報に変更があった場合、遅滞なく、正確な内容を反映するよう所定のフォームにより速やかに会員情報の変更又は修正を行うものとします。その際、当行から資料の提出の要求があった場合には、要求された資料を提出するものとします。
- 4 前項の変更又は修正を怠ったことにより当行からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第4条（クッキー等について）

- 1 当行は、会員の専用ウェブサイトへのアクセス認証、アクセス履歴及び利用状況の調査並びにその他会員に最適のサービスを提供するために、会員が専用ウェブサイトにかかるサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯電話端末でアクセスした場合には携帯電話端末の機体識別番号に関する情報、及びクッキー（cookie）の技術を使用して会員のアクセス履歴等に関する情報を収集します。
- 2 会員は、前項を承諾し、クッキーを受け付け、本サービスを利用するものとします。なお、

会員は、これらのプログラムの使用を拒否することができますが、会員がこれらのプログラムの使用を拒否し、又はこれらのプログラムの使用条件若しくは環境に適さない用法により本サービスを利用した場合、一部のサービスが利用できない場合があることを予め承諾するものとし、この場合であっても、当行は何らの責任を負わないものとします

第5条（ID及びパスワードの管理）

- 1 会員は、自己の責任においてID及びパスワードを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。当行は、会員のID及びパスワードの一致を確認した場合、会員が本サービスを利用したものとみなします。
- 2 ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、当行は責任を負いません。
- 3 会員は、ID及びパスワードが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。

第6条（会員情報の取扱い）

当行は、取得した会員の個人情報につき、会員規定及び当行の個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項に基づき、個人情報を取り扱います。

第7条（メール配信）

- 1 当行は会員に対して、会員が配信を希望した場合、当行又は加盟店からのメールマガジン、アンケートや広告を含むメールが配信されるサービスを提供します。会員がメールの配信を停止させたい場合は、当行所定のフォームから手続きを行うことで配信を停止させることができます。なお、会員は、配信停止の手続きを行った後、一定期間内は、システム上の都合によりメールが届く場合があることを、予め承諾するものとします。
- 2 当行は会員の希望に拘らず、サービス運営上で必要と判断したメールを配信することができるものとします。これらについては、会員の希望で配信を停止することはできません。
- 3 当行は、会員がメールの配信停止を希望する場合、登録されたメールアドレスにて配信停止処理を行うものとします。

第8条（本サービスにおける禁止事項）

- 1 会員は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - ① 当行又は他の会員その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - ② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
 - ③ 当行又は他の会員その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - ④ 当行又は他の会員その他の第三者に成りすます行為
 - ⑤ 他の会員のID又はパスワードを利用する行為
 - ⑥ 本サービス、当行、他の会員その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為
 - ⑦ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為
 - ⑧ 営利・非営利にかかわらず、専用ウェブサイト及び本サービスにて提供される機能及び表

記を修正、変更、編集、切除その他改変する行為、又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化又は上映を行い、若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為

- ⑨ 専用ウェブサイト及びその複製物等を会員が制作又は運営するウェブページ等においてダウンロードすることができるようにする行為
 - ⑩ 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
 - ⑪ 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為
 - ⑫ 故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為
 - ⑬ 他の会員の情報の収集を目的とする行為
 - ⑭ 本規定及び個別規定等並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為
 - ⑮ 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し、又は容易にする行為
 - ⑯ その他、当行が不適切と判断する行為
- 2 当行は、本サービスにおける会員の行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、当該会員の会員情報、端末情報等の削除、本サービスの利用の一時停止又は制限その他適切な措置をとることができるものとします。
- 3 会員は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及びその他の第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は会員の登録情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツについて継続して保有する義務を負わないものとします。
- 4 当行は、第2項に基づき当行が行った措置に基づき会員に生じた損害について、責任を負いません。
- 5 会員の行為が第1項各号のいずれかに該当した場合において、その行為により当行に損害を与えたとき、会員は当行が被ったすべての損害を賠償しなければなりません。

第9条（サービスの中断・停止・廃止等）

- 1 当行は、以下の場合において、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止する等の必要な措置をとることができるものとします。
- ① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
 - ② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - ③ 会員のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - ④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - ⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - ⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - ⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - ⑧ その他前各号に準じ当行が必要と判断した場合
- 2 当行は、その判断により本サービスの全部又は一部を変更・廃止できるものとします。

第10条（免責事項等）

- 1 当行は、前条第1項の場合において、会員に損害や不利益が発生しても、当行はその賠償や不利益を負担しないものとします。

- 2 当行は、通信回線やコンピューターなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他当行のサービスに関して会員に生じた損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。
- 3 当行は、会員の承諾なしに、本サービス内容の変更、追加、修正、又は中止をすることがあります。
- 4 本サービスに関連して会員が被った損害について、当行の過失により、当行が賠償の責任を負う場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に重過失がある場合は、その限りでないものとします。
- 5 当行が提供する本サービスにおいて、会員の行為又は提供情報が第三者の権利を侵害し、当行が損害賠償を余儀なくされた場合には、当行は当該侵害の原因となる行為をし又は情報を提供した会員に対し、その損害及びこれに関する一切の費用を請求できるものとします。
- 6 会員間及び会員と第三者との間でトラブルが発生した場合は、当事者間で解決するものとします。
- 7 当行は、専用ウェブサイト、サーバ、ドメイン、アプリなどから送られるメール、コンテンツ及びメールマガジンなどに各種ウィルスなどの有害な情報が含まれていないことを保証しません。
- 8 当行は会員及び加盟店等に対しアドバイスを含む情報提供を行うことがありますが、それにより何ら責任を負うものではありません。

第 11 条（本規定の変更）

当行は、本規定を会員に対し予告なく任意に改定できるものとし、本規定の改定は、改定後の本規定を専用ウェブサイトに掲示した時（改定日を定めたときは当該改定日）にその効力を生じるものとします。この場合、会員は改定後の規定に従うものとします。

第 12 条（準拠法）

本規定の準拠法は、日本法とします。

第 13 条（合意管轄裁判所）

本規定に起因し又は関連する一切の紛争については、訴訟額の多少にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

ゆうちょプリペイドカード会員アプリ利用規定

ゆうちょプリペイドカード会員アプリ利用規定（以下「本規定」といいます。）は、mijica を利用する会員のため、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する「ゆうちょプリペイドカード会員アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、会員と当行との間で定めるものです。

本規定については、会員が利用登録した時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。

第1条（総則・適用範囲）

- 1 本規定は、当行が提供・運営する本アプリの利用に関する基本的な事項を規定します。
- 2 本規定は、本アプリの利用に関し、当行及び会員に対して適用されます。
- 3 会員は、本アプリを利用登録することにより、本規定の内容について同意したものとみなされます。
- 4 当行が、mijicaの専用ウェブサイト又は本アプリ上に本サービスに関する個別規定や追加規定（以下「個別規定等」といいます。）を掲載する場合、それらは本規定の一部を構成するものとし、個別規定等が本規定と抵触する場合には、個別規定等が優先されるものとします。
- 5 本規定に定めのない事項については、mijica 会員規定（以下「会員規定」といいます。）を準用します。
- 6 専用ウェブサイト、本アプリ又は本サービスの提供に際してリンクされた他のウェブサイト、アプリケーションその他のサービス（以下、本アプリ又は本サービスの提供に際してリンクされた他のウェブサイト、アプリケーションその他のサービスを総称して「外部サービス等」といいます。）については、専用ウェブサイト、外部サービス等に定められる利用規定等に従ってご利用ください。

第2条（定義）

本規定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本規定で特に定義されていない用語は、会員規定の用語の定義と同義とします。

①「本アプリ」

当行が提供する「ゆうちょプリペイドカード会員アプリ」という名称のアプリケーション（理由の如何を問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。

②「本サービス」

本アプリ及びこれに関連するアプリをインストールすることにより会員が利用することができる第3条に規定するサービスをいいます。

③「会員」

mijicaの会員のうち、本規定に同意の上、利用手続を行い、本サービスを利用する個人をいいます。

④「会員情報」

会員が本サービスの利用に際して登録、提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について会員自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいいます。

⑤「端末情報」

本サービスの利用に伴い当行が取得する会員の携帯端末情報及び位置情報をいいます。

⑥「コンテンツ」

会員が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。

⑦「ID」

パスワードと組み合わせて、当行が会員とその他の者とを識別するために用いられる文字列、符号をいいます。

⑧「パスワード」

ＩＤと組み合わせて、当行が会員とその他の者とを識別するために用いられる文字列、符号をいいます。

第3条（本サービス）

1 本サービスにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、専用ウェブサイトをご覧ください。

①チャージ

②会員情報及びカードのご利用状況の管理に関する情報照会及び保存

③当行が付与するポイントに関する情報照会および交換

④キャンペーンのお知らせ、広告宣伝及びクーポン等の配信（プッシュ配信を含みます。）

なお、配信は、通信端末を設置する店舗等（以下単に「広告主」といいます。）からの依頼により行う場合があります。

⑤その他当行が別途定めるサービス

2 会員は、「自動ログイン機能」の利用により、以後、専用ウェブサイトでご利用のＩＤ（以下「会員ＩＤ」といいます。）及びパスワード（以下「会員PW」といいます。）を端末内に暗号化して保存し、会員ＩＤ及び会員PWを呼び出すことで都度の入力を省略して、本アプリを利用することができます。「自動ログイン機能」の登録及び利用は、会員自身の判断と責任において行うものとし、

3 当行が別途指定する通信端末のうち会員が所有又は管理するもの（以下「本端末」といいます。）に本アプリをインストールしたものを紛失し又は盗難に遭った場合は、第三者による不正利用を避けるため、会員は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとし、

第4条（申込み及び承諾）

1 会員は、本端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードの上本端末にインストールを開始し、本サービスの利用を申込みます。インストールの完了により、当行が申込みを承諾したものとします。動作確認済の端末及びOSについては、専用ウェブサイトをご覧ください。

2 会員が、本アプリを利用することでアクセス可能なサービスの利用を希望するときは、本アプリを使用して、会員ＩＤ及び会員PWを本アプリ上から当行に送信し、ログインしていただきます。

3 前項において、当行に送信された会員ＩＤ及び会員PWと当行の保有する会員のＩＤ及びパスワードが一致した場合、当行は、会員がログイン中に本サービスを利用することを認めます。

第5条（ＩＤ及びパスワードの管理）

1 会員は、自己の責任において会員ＩＤ及び会員PWを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとし、当行は、会員ＩＤ及び会員PWの一致を確認した場合、会員が本サービスを利用したものとみなします。

2 会員ＩＤ及び会員PWの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、当行は責任を負いません。

3 会員は、会員ＩＤ及び会員PWが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合に

は、直ちにその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。

第6条（本サービスの利用）

- 1 第4条第1項のインストール完了時に、会員と当行との間で、本規定に基づく契約が成立し、会員は本アプリを利用することができるようになります。
- 2 会員は、会員規定に定める目的の範囲内かつ本規定に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
- 3 本アプリは、会員が私的に使用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的使用以外の目的で使用してはならないものとします。
- 4 会員は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。
- 5 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、会員の費用と責任において行うものとします。
- 6 本サービスの全部又は一部について、当行が必要と判断する条件を満たした会員に限り利用できる場合があるものとし、会員はこれに同意するものとします。

第7条（本サービスの変更、追加、廃止及び中断等）

- 1 当行は、会員に事前の通知をすることなく、当行の判断により、本サービスの機能追加・機能削除・機能変更等の一切のサービス内容を追加、削除又は変更することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。
- 2 当行は、当行の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。この場合において、当行は、当行が適当と判断する方法で会員にあらかじめその旨通知します。ただし、緊急の場合は会員への通知が事後になる場合があります。
- 3 当行は、次の各号の事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
 - ① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
 - ② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - ③ 会員のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
 - ④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - ⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - ⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - ⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - ⑧ その他前各号に準じ当行が必要と判断した場合
- 4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により会員に生じた損害について責任を負いません。

第8条（会員による本サービスの利用終了）

- 1 会員は、当行所定の方法により、いつでも本サービスの利用を終了することができます。本サービスの利用を終了するための当該所定の方法を完了した会員は、当該完了時点から本サービスを利用することができなくなります。
- 2 本サービス利用終了後、再度本サービスの利用を希望する際は、再度本アプリのダウンロードを行うこととします。会員は、前項により本サービスの利用を終了した後に再度本サービスを利

用する場合には、前のデータが引き継がれないことをあらかじめ承諾するものとします。

第9条（本サービスにおける禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- ① 当行又は他の会員その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- ② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- ③ 当行又は他の会員その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- ④ 当行又は他の会員その他の第三者に成りすます行為
- ⑤ 他の会員の会員ID又は会員PWを利用する行為
- ⑥ 本サービス、当行、他の会員その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為
- ⑦ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為
- ⑧ 営利・非営利にかかわらず、専用ウェブサイト及び本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為、又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化又は上映を行い、若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為
- ⑨ 本アプリ及びその複製物等を会員が制作又は運営するウェブページ等においてダウンロードすることができるようにする行為
- ⑩ 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- ⑪ 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為
- ⑫ 故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為
- ⑬ 他の会員の情報の収集を目的とする行為
- ⑭ 本規定及び個別規定等並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為
- ⑮ 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し、又は容易にする行為
- ⑯ その他、当行が不適切と判断する行為

第10条（利用停止等）

1 当行は、会員が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、当該会員の会員情報、端末情報等の削除、本サービスの利用の一時停止若しくは制限その他適切な措置をすることができるものとします。

- ① 本規定に違反した場合
- ② 当行に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
- ③ 当行、他の会員その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
- ④ 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- ⑤ 死亡した場合又は未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人の同意等を得ていなかった場合
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）であるか、又は資金提供その他を通

じて暴力団員等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、暴力団員等との何らかの交流若しくは関与を行っている」と当行が判断した場合

⑦ 本サービスの運営・保守管理上必要であると当行が判断した場合

⑧ その他前各号に類する事由があると当行が判断した場合

- 2 会員は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及びその他の第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は当該会員の会員情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツについて継続して保有する義務を負わないものとします。
- 3 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置に基づき会員に生じた損害について責任を負わず、本サービスの利用停止等の後も、会員が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。
- 4 会員の行為が第1項各号のいずれかに該当した場合において、その行為により当行に損害を与えたときは、会員は当行が被ったすべての損害を賠償しなければなりません。

第11条（会員に関する情報の収集、解析及び取扱い）

- 1 当行による会員情報、端末情報等その他の会員に関する情報の取扱いについては、別途定める個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項（以下「本件同意条項」といいます。）によるものとし、会員は、本件同意条項に従って当行が当該情報を取り扱うことについて同意するものとします。
- 2 当行は、本サービスの利用状況を把握するため、会員の端末情報、位置情報、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ等を収集する場合があります。
- 3 当行は、会員が当行に提供した会員情報、端末情報その他の情報及びデータ等を、当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し、又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。

第12条（保証の否認及び免責）

- 1 当行は、本サービス及び外部サービス等から得られる情報その他本サービスにより会員が取得し得る一切の情報が、会員の特定の目的に適合すること、及び期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性を有すること、並びに本サービスの利用が会員に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合（セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含み、これに限りません。以下同じ。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 2 当行は、本アプリがすべての携帯端末に対応していることを保証するものではなく、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する携帯端末のOSのバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、会員はあらかじめ了承するものとします。当行は、かかる不具合が生じた場合に当行が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 3 会員は、当行所定のアプリストアの利用規定の変更等に伴い、本アプリ及び本サービスの一部又は全部の利用が制限される可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- 4 当行は、会員が本サービスを使用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスの精度が低下する場合がありますことにつき、会員はあらかじめ了承するものとします。

- 5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて会員が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報を基に会員が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由の如何を問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合（会員があらかじめ了承しているものとして、第7条、第10条及び本条所定の事由により本サービスを利用できない場合は、当行の責に帰すべき事由がある場合に該当しないものとします。）を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 6 当行は、会員情報及び端末情報等を、実績があると当行が判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された会員情報及び端末情報等その他の消失に起因して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 7 会員は、会員情報及び端末情報について当行に保存義務がないことを認識の上、自己の責任において会員情報等のバックアップを行うものとし、当行は、当行による同期機能の提供が、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性を有すること及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 8 当行は、本端末内に保存された利用履歴情報を閲覧及び変更等を行うことにより会員に発生した損害については、何ら責任を負わないものとします。
- 9 当行は、原則として、会員間の通信や活動に関与しません。万一会員間で紛争や問題が生じた場合、会員は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当行はこれに関与せず、何ら責任を負わないものとします。

第13条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 会員は、本規定に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当行に損害を与えた場合、当行に対しそのすべての損害を賠償しなければなりません。
- 2 会員による本サービスの利用に関連して、当行が、他の会員その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、当該会員は、当該請求に基づき当行が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求にかかる紛争等の解決のために当行が負担した金額を賠償しなければなりません。
- 3 本サービスに関連して会員が被った損害について、当行の過失により、当行が賠償の責任を負う場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に重過失がある場合は、その限りでないものとします。

第14条（本規定及び個別規定等の変更）

- 1 当行は、本規定及び個別規定等の内容を変更又は追加できるものとします。
- 2 当行は、前項により本規定又は個別規定等を変更した場合には、次条に定める方法により、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が本サービスを利用した場合又は当行の定める期間内に利用終了の手続きをとらなかった場合には、会員は、本規定及び個別規定等の変更同意したものとみなします。

第15条（会員への通知等）

- 1 本規定の変更に関する通知その他本サービスに関する当行から会員への連絡は、専用ウェブサイト内の適宜の場所への掲示、電子メールの送信、又はプッシュ通知その他当行が適当と判断す

る方法により行うものとします。

- 2 前項の連絡につき、電子メールの方法による場合には、当行は会員から届けられた電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。
- 3 本サービスに関する問い合わせその他会員から当行に対する連絡又は通知は、当行が指定する方法により行うものとします。
- 4 当行は、本アプリ利用画面上に、本サービスの利用状況に関する月次レポート及び当行サービスに関する広告・宣伝等を配信することがあります。

第 16 条（権利義務等の譲渡）

- 1 会員は、当行の書面による事前の承諾なく、本規定若しくは個別規定等上の地位又は本規定に基づく権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保の目的に供してはならないものとします。
- 2 当行が本サービスにかかる事業を事業譲渡（消滅会社若しくは分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含みます。）その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、本規定又は個別規定等上の地位、権利及び義務並びに会員情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとみなします。

第 17 条（準拠法）

本規定の準拠法は、日本法とします。

第 18 条（合意管轄裁判所）

本規定に起因し又は関連する一切の紛争については、訴訟額の多少にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。